

○群馬県警察本部車両管理要綱の制定について（例規通達）

昭和42年10月7日群本例規第29号警察本部長

改正

昭和52年3月群本例規第3号（務）
昭和61年3月群本例規第7号（務）
平成14年3月群本例規第8号（務）
平成14年3月群本例規第18号（総）
平成15年3月群本例規第7号（務）
平成20年3月群本例規第12号（務）
平成22年3月群本例規第6号（務）
平成25年12月群本例規第33号（会）
平成30年3月7日群本例規第2号（務）

群馬県警察の車両管理及び安全運転の確保に関する訓令（昭和52年群馬県警察本部訓令甲第1号）に基づき、本部車両のより効率的な管理と運用を期するため、みだしの要綱を制定したから、運用上遺憾のないようにされたい。

なお、群馬県警察本部車両運営要綱の制定について（昭和37年群本例規第23号）は、廃止する。

群馬県警察本部車両管理要綱

（通則）

第1条 この要綱は、群馬県警察本部（以下「本部」という。）の各所属に配置してある車両（以下「本部車両」という。）の適正な管理と運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

2 本部車両の管理と運用については、別に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ群馬県警察の車両管理及び安全運転の確保に関する訓令（昭和52年群馬県警察本部訓令甲第1号）における当該用語の意義による。

- （1）車両
- （2）整備管理者
- （3）集中管理車両
- （4）定期点検整備記録簿

（本部車両の保管場所）

第3条 本部車両は、警務部装備施設課長（以下「装備施設課長」という。）が、車庫又はその他の保管場所を割り当て、この割り当てに基づき、当該車両の配置先である所属長が指定した車庫又はその他の保管場所に格納するものとする。

（集中管理車両の鍵の保管）

第4条 集中管理車両の鍵は、警務部装備施設課課長補佐（装備担当）が保管するものとする。ただし、本部当直用として配車した供用予備自動車の鍵は、当該当直司令が保管するものとする。

（集中管理車両の使用承認手続）

第5条 集中管理車両を使用しようとする職員は、その必要性について所属長の承認を得た上、G P-WANを使用して使用の前日の午後4時までには申出をし、装備施設課長の承認を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話をもって申出をし、承認を受けることができる。

（実施事項の委任）

第6条 この要綱の実施について必要な事項は、装備施設課長が定めるものとする。

前文（抄）（平成30年3月7日群本例規第2号（務））

平成30年3月16日から施行する。